

くらしの安心情報

情報ファイル NO.21

平成19年8月10日

高齢の母が短期間に変額年金保険や変動型個人年金を次々と契約していた！

被害内容

【相談者 50代男性 契約者 70代女性】

高齢の母がわずか5ヶ月間に、金融機関で、預貯金の全額をつぎ込みリスクの高い変額年金保険と変動型個人年金を4件(総額2千万円以上)契約していました。母は最近、認知症が進んでおり契約のことは全く覚えていません。保険金などの受取りも10~20年後であるため、解約し全額返金してほしいのですが。

対処方法

銀行などで、保険・年金商品等も扱えるようになったため、リスクの高い商品を勧誘されるままに次々と契約した事例です。契約金が高額なため、弁護士に相談することになりました。

・金融商品の仕組みも複雑・多様化しているため、どんなリスクがあるのか、その場で契約せず、家族とともによく説明を受け、内容をよく理解することが大切です。

・保険商品の場合は、銀行等の窓口で勧誘され契約した場合でも、契約日から8日間はクーリング・オフ(無条件解約)できるようになりました。

・もし、不安や疑問があるようならば、金融機関の窓口を確認したり、消費生活センターや弁護士に相談して下さい。

いらっしゃいませ!



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) 076 - 433 - 3252 (金融相談)
高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談・金融相談)